

三菱名古屋勤労挺身隊訴訟一審判決

(光州地方法院 2013 年 11 月 1 日判決)

[→韓国戦後補償裁判一覧](#)

[→HOME](#)

三菱名古屋勤労挺身隊事件光州地方法院判決

光州地方法院第12民事部判決

2013年11月1日宣告

原告 X1外4名

被告 三菱重工業株式会社

主 文

- 1 被告は原告X1、X2、X3、X4に各150,000,000ウォン、原告X5に80,000,000ウォン及び上記の各金員に対する2013年10月4日から2013年11月1日までは年5%、その翌日から支払済みまでは年20%の各割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、その4分の1を原告ら、4分の3を被告の負担とする
- 4 第1項は仮に執行することができる。

請求の趣旨

被告は原告X1、X2、X3、X4に対し各200,000,000ウォン、原告X5に対し450,000,000ウォン及び上記の各金員に対する本件訴状副本送達の日から支払済みまで年20%の割合による金員を支払え。

理 由

1 認定事実

ア 当事者の地位

亡A、亡B及び原告X1、X2、X3、X4(以下「原告ら」という)は全て1929年頃から1931年頃の間、韓半島で出生した韓国人であり、原告X5は亡Aの夫であり亡Bの兄である。三菱重工業株式会社(被告と区別して以下「旧三菱」という)は日本で設立されて機械製作所、造船所などを運営した会社である。

イ 日本の韓半島侵奪と太平洋戦争などの勃発

- 1) 日本政府は1910年8月22日、大韓帝国との間に韓日合併条約を締結した後、1937年頃起きた中日戦争と1941年頃起きた太平洋戦争を遂行し、軍需産業での労働力不足が深刻化するとこれを解決するために1938年4月頃「国家総動員法」、1939年7月頃「国民徴用令」を各公布し、韓半島では募集形式の労務動員計画を実施して労働力の統制と総動員体制を確立しようとして1940年頃に「朝鮮職業紹介所令」を公布、1941年頃に「国民勤労報国協力

令」を施行、1942年頃には「国民動員計画」を立てて戦争のための軍需産業に必要な労働力動員を拡大していった。

- 2) 日本政府は1943年9月13日の次官会議で必要な女性勤労要員を確保するために「新規学校卒業者、14才以上ノ未婚者、整備セラルベキ不急不要学校在学者、企業整備ニ依ル転職可能者」を動員対象、「航空機関係工場、政府作業庁」を配置場所として、「都庁府県指導ノ下ニ市区町村長ヲシテ極力其ノ就職ノ勸奨ニ努ムルコト、町内会、部落会、隣組、婦人会、学校長等ヲシテ積極的ニ協力セシムルコト、学校卒業者ヲ以テスル女子勤労挺身隊ニ付テハ都庁府県指導ノ下ニ学校長等ヲ中心トシテ結成セシムルヤウ指導スルコト」を動員方法にする「女子勤労動員ノ促進ニ関スル件」を議決し、1944年3月18日には「女子挺身隊制度強化方策要綱」を定めて日本国内の女性たちを強制的に挺身隊に組織して必要な業務への協力を命令することを可能にし、1944年6月21日には「女子挺身隊受入側措置要綱」を定めた。日本政府は1944年8月23日、「女子挺身勤労令(1944年勅令第519号)」を公布施行して韓半島でも施行した。
- 3) 韓半島における勤労挺身隊動員は上記のように「女子挺身勤労令」施行前から行われていたが、1944頃以後には特に増加し、国民学校(現在の初等学校)を通じて国民学校6学年や国民学校卒業生を対象に募集が行われた。
- 4) 女子挺身隊制度強化方策要綱及び女子挺身勤労令では基本的に国民登録者である女性を挺身隊隊員とすることと定めているが、当時韓半島で女性の国民登録は技能者、すなわち12才以上40才未満の技能者として中学校程度の学校卒業者若しくは実力と経験によって鉱山技術士、電気技術者、電気通信技術者などとして現職に就業している者又は以前に就業したことがある者のみに限定されており、国民登録者の範囲は非常に狭かった。

しかし上記の女子挺身隊制度強化方策要綱及び女子挺身勤労令には「特に志願をした者は挺身隊員とすることを妨げない」と規定していたので、韓半島では上記のように志願という形式で勤労挺身隊員募集が行われた。募集された勤労挺身隊員は旧三菱工場、不二越鋼材工業株式会社富山工場、株式会社東京麻糸紡織、株式会社沼津工場などの軍需工場に動員された。

- 5) 女子挺身勤労令は、挺身勤労隊を受入れようとする者は地方長官にこれを請求又は申請し、地方長官がその必要性を認めると市町村長その他団体の長又は学校長に対し隊員の選抜を命じてその結果の報告を受け、地方長官が隊員を決定して通知すると、通知を受けた者は挺身勤労を行い、挺身勤労隊を受け入れる者が原則的にその経費を負担すると規定している。

ウ 原告らの勤労挺身隊志願など

- 1) 原告らは1944年5月頃、自分が卒業し又は在学中の国民学校の校長、担任教師や隣組の愛国班班長から勤労挺身隊員に志願して日本に行けば上級学校に進

学でき、金も稼げるという話を聞いて勤労挺身隊に志願した。原告らの家族は原告らが勤労挺身隊に志願することに反対したが、勤労挺身隊志願を勧誘した人々は満13、14才に過ぎない原告らに勤労挺身隊に志願しなければ家族に危害を加えるかのように脅迫したこともある。

- 2) 原告らは1944年5月末頃、各自の住居地付近で他の勤労挺身隊員らと集結し、彼らと共に列車に乗って麗水に行き、船に乗って日本の下関港に到着し、そこから汽車に乗って名古屋に移動し、そこに所在する当時の旧三菱名古屋航空機製作所道德工場(以下「本件工場」という)に行った。
- 3) 原告らは本件工場第4菱和寮に労務者として配置されたが、原告X1、X2、亡Bは飛行機部品に塗装する作業、原告X3はジュラルミン板に飛行機部品の型を描いて運搬する作業、原告X4はジュラルミン板を切断する作業、亡Aは長いパイプに布を巻きつける作業をした。原告らは作業中によそ見をしたり話をしたりすることはできなかったし、トイレに行くにも許可を受けねばならず、日本人班長から暴行を受けることもあった。原告らは、原告X4が作業中切断機で左人さし指を切断する傷害を負うなど、作業中に負傷することもあったが、適切な治療を受けることができなかった。
- 4) 原告らは各自の作業場で日曜日を除き毎朝8時から夕方6時まで上記のような労働をせねばならず、一日作業を終えると旧三菱が設けた寄宿舎に帰って食事を取り就寝したが、食事の量や質は著しく不十分で、4坪程度の狭い部屋で6～8名の勤労挺身隊員が共に生活した。韓半島に残っている家族との書信交換も事前検閲により内容が制限された。
- 5) 原告らは自由な外出が出来ず、集団で外出する場合にも監視員が同行した。原告らは元来の約束とは異なり学校教育を受けられず、賃金を支給されたこともない。
- 6) 1944年12月7日午後1時30分頃、東南海地震が発生し、亡Bは本件工場建物のうち相当部分が崩れて死亡し、原告X1は天井が崩れて鉄棒が脇腹を貫通する傷害を負った。
- 7) 東南海地震以後名古屋に対する空襲が激しくなると、1945年1月頃本件工場のうち本部事務所、組立、部品製作部門が富山県の大門工場へ移転し、原告らも1945年春頃に大門工場に移動した。日本が1945年8月15日、第2次世界大戦で敗亡すると、勤労挺身隊員は1945年10月頃韓半島に帰国した。
- 8) 原告らは帰国後に周囲の人々が勤労挺身隊員を慰安婦と誤認すると、勤労挺身隊員として日本に行った事実を隠したが、原告X1は結婚して10年ほど過ぎてその事実を知った夫が家出し、原告X2は夫が死亡する時までその事実を隠し、原告X3はその事実を知った夫と1994年10月頃離婚し、原告X4はその事実を知った夫から持続的な暴行を受けた。

エ 勤労挺身隊と慰安婦の区別

- 1) 1930年代以後、特に中日戦争や太平洋戦争が全面化される1938年頃から1945年頃に至るまで、多数の韓半島の女性が軍慰安婦として連行され、その大部分は10代か20代であり、未成年の女性たちも多かった。
- 2) 前記の通り、1943年頃から1945年頃まで、主に国民学校卒業直後の12才から16才程度の若い少女たちが勤労挺身隊として動員されて日本に送られたが、その数は軍慰安婦に比較すれば少数である。
- 3) 軍慰安婦の場合、警察と軍隊の介入、拉致などの方法で連行されることもあったが、大部分は「工場に就職させる」、「腹いっぱい食べられる」、「金をたくさんやる」などの言葉で欺き、看護師、女子挺身隊、慰問団などに就職させるかのよう誘惑する方法で募集した。勤労挺身隊の場合「女学校に行ける」、「仕事をして金を稼げる」と欺いて動員し、大多数の場合は前記の通り国民学校の教師、校長、面長などの行政機関や憲兵が関与して募集した。
- 4) 軍慰安婦を募集する際に慰安婦という名前で募集した場合は殆どなく、従軍看護婦、女子挺身隊、慰問団、歌劇団、奉仕隊など各種の名前で募集した。韓半島では1940年以後農村挺身隊、学徒挺身隊、報国挺身隊、国語普及挺身隊、報道挺身隊など朝鮮総督府又は日本軍によって挺身隊という名称が使われた組織が社会全般に広がっており、1944年頃から朝鮮総督府は大々的な宣伝で勤労挺身隊を動員した。

オ 日本国の強制労働禁止条約加入

- 1) 日本国は1930年6月28日、強制労働に関する条約を採択し、上記条約を1932年10月15日に批准し、1932年11月21日に批准登録した。
- 2) 上記条約は強制労働を「或者が処罰の脅威の下に強要せられ、かつ、右の者が任意に申出でたるに非ざる一切の労務」と規定(上記条約第2条第1項)している。また、上記条約は例外的に強制労働が認められる場合を規定(上記条約第10条第1項)しているが、かかる場合にも推定年齢18歳以上45歳以下の強壯な男子だけが強制労働をすると規定(上記条約第11条第1項)し、女性や18才未満の児童に対してはいかなる強制労働も禁止している。
- 3) 上記条約は合法的な強制労働の場合にも相当金額の賃金を支給せねばならないと規定(上記条約第14条)している。

カ 被告の設立

- 1) 旧三菱は日本の敗戦後、連合国最高司令部(GHQ)の財閥解体政策に従うとともに、敗戦により日本企業が負担することになる莫大な金額の賠償及び労務者に対する未払賃金債務などの解決のために制定された日本の会社経理応急措置法上の特別経理会社、企業再建整備法上の特別経理株式会社に指定され、1949年7月4日に企業再建整備法による再建整備計画の認可申請を行い、1949年

1 1 月 3 日に申請内容通りに主務大臣の認可を受けた。

- 2) 旧三菱は1950年1月11日にその再建整備計画により解散することになり、同日旧三菱の現物出資などにより企業再建整備法上の新会社である中日本重工業株式会社（商号が1952年5月29日に新三菱重工業株式会社に、1964年6月1日に三菱重工業株式会社に変更された）、東日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱日本重工業株式会社に変更された）、西日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱造船株式会社に変更された）の3社（以下新たに設立された3社を合わせて「第二会社」という）が設立された。その後中日本重工業株式会社が1964年6月30日に東日本重工業株式会社、西日本重工業株式会社の2社を吸収合併して現在の被告となった。この過程で旧三菱の従業員らは職位・給料に異同なく、旧三菱での在職期間を通算して退職金を算定することとして第二会社に承継され、第二会社の初代社長は全員旧三菱の常務取締役らが就任した。また被告自身も旧三菱を被告の企業史の一部として認めている。
- 3) 会社経理応急措置法は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時（1946年8月11日午前零時を言う。第1条第1号）に新勘定と旧勘定を設け（第7条第1項）、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ（第7条第2項）、指定時以後の原因に基いて生じた収入及び支出は新勘定の収入及び支出、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し（第11条第1、2項）、旧債権に対しては弁済などの消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済せねばならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能（第14条）」であると規定している。
- 4) 旧三菱は会社経理応急措置法、企業再建整備法により1946年8月11日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定を分離した後、「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他既存の財産など」を新勘定に所属させた後、上記財産を現物出資して3社の第二会社を設立し、その他のその時までに発生した債務を中心にした旧勘定上の債務を負担しつつ清算会社になった旧三菱は、1957年3月25日に設立された菱重株式会社に吸収合併され、1957年10月31日に解散した。

キ 太平洋戦争終戦以後の状況

- 1) 対日平和条約の締結

太平洋戦争が終戦となった後の1951年9月8日、米国サンフランシスコ市で米国、英国などを含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和

条約を締結したが、上記条約第4条（a）は「大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とする」と定めた。

2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

対日平和条約第4条（a）の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

（a）「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

（e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

（g）同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（い

わゆる 8 項目) の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって
同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを
確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求 8 項目は「① 1909 年
から 1945 年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて韓国から搬出した地金及び地銀
の返還請求、② 1945 年 8 月 9 日現在及びその後の日本の対朝鮮総督府債務の
弁済請求、③ 1945 年 8 月 9 日以後韓国から振替または送金された金員の返還
請求、④ 1945 年 8 月 9 日現在韓国に本店、本社または主たる事務所がある法
人の在日財産の返還請求、⑤ 韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓
国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求、⑥ 韓国人の日本国または日
本人に対する請求として①から⑤に含まれないものは韓日会談成立後に個別的に
行使しうることを認めること、⑦前記諸財産または請求権から生じた果実の返還
請求、⑧前記の返還及び決済は協定成立後即時に開始し遅くとも 6 ヶ月以内に完
了すること」などである。

3) 請求権協定にともなう後続措置

ア) 請求権協定の締結にともない日本は 1965 年 12 月 17 日「財産及び請求
権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第 2 条の
実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(法律第 144
号。以下「財産権措置法」という)を制定・施行したが、その内容は「大韓民
国又はその国民の日本国またはその国民に対する債権または担保権で協定第 2
条の財産、利益に該当するものは 1965 年 6 月 22 日に消滅したものとする」
というものである。

イ) 一方大韓民国は請求権協定によって支給される資金の使用に関する基本的事
項を定めるために 1966 年 2 月 19 日、「請求権資金の運用及び管理に関する
法律¹」を制定し、続いて 1971 年 1 月 19 日に「対日民間請求権申告に関す
る法律²」を制定して 10 ヶ月間国民の対日請求権申告を受付けた結果、合計 1
09,540 件の申告があり、上記の申告分に対する実際の補償を執行するため

¹第 5 条① 大韓民国国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前までの日本国に対する民間請
求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。

② 前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律
で定める。

²第 2 条 (申告対象の範囲)

① この法の規定による申告対象の範囲は 1947 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22
日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民が 1945 年 8 月 15 日以前
に日本国及び日本国民に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するもの

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され 1945 年 8 月 15 日以前に死亡した者

に1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」を制定して1975年7月1日から1977年6月30日までの間に合計83,519件に対し合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記の各法律は1982年12月31日に全て廃止された。ところで前記の法律は強制徴用被害者のうち死亡者に対する補償のみを規定したものに過ぎないから、原告らは現在までいかなる補償も受けられずにいる。

ク 民官共同委員会の開催

原告らと同じ強制徴用者であるZ1、Z2、Z3、Z4らは外交通商部長官に対して提起した情報公開拒否処分取消訴訟（ソウル行政法院2002年合33943）において2004年2月13日に勝訴判決の宣告を受け（外交通商部長官の控訴取下により第1審判決がそのまま確定した）、これに従って大韓民国政府は請求権協定に関する一部署を公開し、2005年8月26日、「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という）を開催し、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」との趣旨の公式意見を表明した

ケ 第2次世界大戦終了後各国の戦後賠償

1945年に第2次世界大戦が終了し、フランスは戦勝国、ドイツと日本は敗戦国になった（大韓民国は1951年のサンフランシスコ講和会議において日本国の反対により戦勝国名簿から除外された）。第2次世界大戦の終了後、戦勝国、敗戦国、植民地から独立した全ての国々が各々の歴史において過去清算のために努力し、現在も努力を継続しているが、これには上記の戦争の犠牲者に対する賠償も含まれている。

1) ドイツの場合

ドイツの場合、敗戦直後司法的には連合国のニュールンベルク国際戦犯裁判において国際法上初めて反人類犯罪を規定し、ナチスの侵略戦争、ユダヤ人及び民間人虐殺の責任者を起訴、処罰し、政治的には脱ナチス化粛清作業を行った。

しかし、敗戦直後の一般ドイツ人はこれを戦争敗北の代価として受け容れ、相変わらずナチズムに「理念は良かったが実行は誤った」との友好的な評価を行い、連合国の戦犯裁判が終わった後、世界的にアメリカとソ連を軸にする冷戦時代が到来すると、二回の赦免法でナチスの主要人物を社会や職場に復帰させる立法を行った。

そうするうちに、アデナウアー政権の政治的安定とライン川の奇跡と呼ばれた経済的繁栄の土台の上で、ナチス時代を経験しなかった「遅く生まれた幸運児」

に世代交代し、ナチズムとその時代にあった出来事を人権の観点から視る市民社会の成熟がなしとげられた。

このような土壌の上に、1960年代後半に戦犯アイヒマンに対する裁判を行ってから西ドイツ内の自発的なナチズム清算作業が本格化し、1945年の敗戦ではなくナチズムからの解放と見る認識の転換が起きることになった。

その後ドイツは統一以前までにユダヤ人などナチス政権の被害者にドイツ連邦賠償法によって84兆ウォンを賠償し、2000年頃には約570万人にのぼる外国人強制労働者のナチス政権期間の賃金と強制徴用に対する補償のために政府と企業が共同で出損した「記憶、責任、そして未来」(Erinnerung, Verantwortung und Zukunft)という名前の財団を設置した。

ドイツの真の過去清算は戦後一世代が過ぎた後である1960年代後半から成し遂げられ、更に一世代を経過した1990年代に至って一国の次元を越えてその対象者が拡大され、何よりナチズムに対する過去清算はドイツ統一後の東ドイツ独裁政権の清算に関する社会的費用と混乱を減少させることになった。

2) アメリカ合衆国の場合

在米日本人を強制移住させたアメリカ合衆国もその被害に対し賠償した。アメリカ合衆国議会は1988年頃、市民的自由法を制定して強制収容を謝罪する条項を明文で規定し、議会が国を代表して在米日本人たちに謝罪し、市民的自由公共教育基金を設立した。上記の基金により収容当時日系アメリカ市民又は永住外国人だった者、又は賠償法設立当時生存していた者は現在の国籍を問わず賠償金の支払いを受けることができることになった。

3) カナダの場合

カナダはカナダ政府がカナダ居住日本人に対し強制移住と強制収容をして財産を奪い日本に強制送還して選挙権を剥奪したことに対し賠償した。カナダ政府は1988年頃全カナダ日本人協会との間にカナダ政府がカナダ日本人を強制収容したこと等について人権侵害と認定し、再びそのようなことを起こさないことを誓約する内容の協定を締結した。上記の協定に基づいてカナダ政府は日系カナダ人社会に福利と人権擁護の活動費などとして1,200万ドルを支払った。また、異文化間の相互理解と人種差別の根絶のためにカナダ人種関係基金を設立した。

4) 日本国の場合

日本国は1988年頃までに13件の戦争援護法を制定し、約38兆円を支出したが、その対象は軍人や軍属であり戦争被害者や強制徴用者に対する賠償ではなかった。結局日本国はドイツとは異なり自発的な過去清算をせず、大韓民国・中国と果てしない外交摩擦を引き起こしており、現在、台湾・フィリピンなど東南アジアの各国の従軍慰安婦、強制徴用者、原爆被害者、ハンセン氏病患者などから日本軍国主義者らの戦争による法的責任を自国だけでなくアメリカなど他の

国でも提起されている。

コ 日本での訴訟経過と原告らの死亡

- 1) 原告らは1999年3月頃日本国名古屋地方裁判所に被告などを相手に旧三菱の強制徴用など国際法違反及び不法行為などを理由とする損害賠償金として1人当たり3,000万円の支払いを求める訴訟を提起し、2005年2月24日に原告請求棄却判決を宣告された。その後、名古屋高等裁判所に控訴したが2007年5月31日に控訴棄却判決を宣告され、最高裁判所が2008年11月11日に原告らの上告を棄却して上記の判決が確定した(以下このような日本での訴訟を「本件日本訴訟」、その判決を「本件日本判決」という)。
- 2) 原告らは本件日本訴訟が終了した後約2年間17回にわたり被告側と賠償のための交渉をしたが合意に至らず、2012年10月24日、大韓民国裁判所に被告に対して日本で主張した請求原因と同一の請求原因を内容として不法行為を理由とする損害賠償金の支払いを求める本件訴訟を提起した。
- 3) 亡Aは本件日本訴訟が第1審裁判所に係属中であった2001年12月3日に済州で死亡し、死亡当時相続人としては配偶者である原告X5と3人の子供(Z5、Z6、Z7)がいた。

[認定根拠] 争いのない事実、甲第1乃至7号証(枝番号ある場合、各枝番号を含む)、当裁判所の強制動員犠牲者等支援委員会に対する各事実照会結果、原告の当事者本人尋問結果、弁論の全趣旨

2 本案前の抗弁に関する判断

ア 被告の主張

被告は、国際私法附則第2条は「この法施行(2001年7月1日)以前に発生した事項については従前の涉外私法による」と規定しているが、従前の涉外私法には国際裁判管轄に関する如何なる規定もなく、これに関連する条約や一般的に承認された国際法規も存在しない。したがって涉外的事件に関する国内裁判所の裁判管轄を認めるか否かは訴訟当事者の公平、裁判の適正、迅速を期するという基本理念により条理によって決定すべきであるが、原告らは日本で同一の訴訟を提起し証拠調べを全て終えた後に敗訴判決を宣告されて確定しており、被告は大韓民国に支店や営業所がなく、本件訴訟の請求原因事実が全て日本で発生し大韓民国とは実質的関連性もなく、日本法人である被告が大韓民国の裁判所で日本訴訟と同じ内容の訴訟を繰り返えさせるのは前記の基本理念に反するから、本件訴訟は裁判管轄権がない大韓民国裁判所に提起されたことになり不適法であると主張する。

イ 判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜

そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮すべきであるが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準にして合理的に判断すべきであり（大法院 2012 年 5 月 24 日宣告 2009 年 다 22549 判決、大法院 2005 年 1 月 27 日宣告 2002 다 59788 判決など参照）、国際裁判管轄について条約や一般的に承認された国際法上の原則が未だ確立されず、これに関する我が国の成文法規もない以上、我が国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定もまた上記の基本理念により制定されたものであるから、基本的に上記規定による裁判籍が国内にある場合には渉外的事件に関する訴訟に関しても我が国に裁判管轄権があると認めるのが相当である（大法院 1992 年 7 月 28 日宣告 91 다 41897 判決など参照）。

本件について検討すると、本件請求は旧三菱が日本国と共に原告らを強制徴用し強制労働をさせた一連の行為が不法行為であり、被告は旧三菱の原告らに対する法的責任をそのまま負担すると主張するものであるところ、前記認定事実によれば大韓民国は上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地である点、原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本国内の物的証拠はほとんど滅失した反面、被害者である原告らが全て大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係がある点等が認められ、大韓民国は本件当事者及び紛争になった事案と実質的な関連性があると言うことができ、したがって大韓民国の裁判所は本件に対し国際裁判管轄権を有すると言えるので被告の上記主張は理由がない。

3 本案に関する判断

ア 当事者の主張要旨

1) 原告らの主張

原告らは、日帝強占下において被告の前身である旧三菱は行政機関等を通して教育提供、上級学校への進学、十分な食事と賃金提供などを保障すると言って原告らを懐柔して応募させ日本に動員したが、実際には原告らは旧三菱の名古屋航空機製作所や大門工場で原告らの意思に反して自由を剥奪された状況で強制労働に酷使され、教育の機会や賃金などを全く提供されることがなかったため、旧三菱と事実上同じ法人として旧三菱の債務を継承した被告は原告らに各 200,000,000 ウォンの慰謝料を支払う義務があり、亡A、亡Bの相続人である原告X5に亡A、亡Bの上記の慰謝料合計 400,000,000 ウォン及び原告X5本人の慰謝料として 50,000,000 ウォンを支払う義務があると主張する。

2) 被告の主張

これに対し被告は、①原告らはすでに同一の請求をした本件日本訴訟で敗訴確

定判決を受けたので、原告の請求は既判力に抵触し棄却されるべきであり、②被告は旧三菱と法人格を異にするので旧三菱の原告らに対する損害賠償債務を継承していないし、③原告らが主張する損害賠償債権は請求権協定及びその後続措置によって消滅し、④仮にそうではないとしても上記の損害賠償債権は消滅時効が完成し又は除斥期間を徒過したので、原告らの本件請求は理由がないと主張する。

イ 旧三菱の不法行為責任の成立

1) 準拠法の決定

本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）により決定すべきである（大法院2012年5月24日宣告2009年다22549判決）。前記の認定事実によれば、旧三菱の行為及びその結果発生という不法行為は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの、以下同じ）が施行された1962年1月15日以前に発生した。このような1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法附則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。上記「法例」によれば不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろう。ところで、既に原告らが日本法が適用された本件日本訴訟において敗訴した点に照らし、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認される点や、このように準拠法になりうる複数の国家の法が存在する場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性和加害者の準拠法に対する予測可能性及び防御権保障等、当事者間の公平・衡平と正義、裁判の適正性等を併せて考慮して準拠法を選択し決定することができると言えるが、上記の要素を全て考慮するとき大韓民国法を準拠法とするのが適当であるとみられる点などを総合し、大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

2) 判断

前記の認定事実を準拠法である現行民法に照らせば、日本政府は中日戦争と太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程で基幹軍需産業体である軍需工場に必要な人力を確保するために長期的な計画を立て、組織的に人力を動員し、核心的な基幹

軍需産業体の地位にあった旧三菱は日本政府の上記の人力動員政策に積極的に協力して人力を拡充したが、原告らは当時韓半島と韓国民が日本の不法かつ暴圧的な支配を受けていた状況の下で、将来日本で従事する労働内容や強度・環境等についてよく理解できないまま日本政府の上記のような組織的な欺罔により強制連行された。さらに女子勤労挺身隊令の規定に照らし、旧三菱の申請により日本政府が必要人員を募集したと見られる点、原告らは当時満13、14歳の幼い少女であり、1932年頃に日本で批准登録された強制労働に関する条約で絶対的に禁止される強制労働の対象であるが、旧三菱もこれを知っていたと見られる点などに照らしてみれば、旧三菱も原告らが強制連行されたという事実を認識していたか、認識可能であったとみることができる。

さらに原告らは満13才、14歳の成年に達しない幼い年齢で家族と離別し、生命や身体に危害を受ける可能性が非常に高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、具体的な賃金額も分からないまま強制労働をした。旧三菱は原告らに日曜日を除く毎日朝8時から夕方6時頃まで労働に従事させ、厳重な監視を行い、家族らとの書信交換も事前検閲により制限し、食事の量と質も著しく不十分で賃金も全く支払わなかった。

1944年12月7日に東南海地震が発生して本件工場が倒壊した際にも原告らに適当な避難場所や食糧を提供するなどの救護措置をとらないまま放置した。

上記のような旧三菱の原告らに対する強制連行及び強制労働行為は当時日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の実行に積極的に加担した反人道的不法行為に該当し、東南海地震が発生した際に原告らに対して何の救護措置もとらずに放置して亡Bを死亡に至らせた行為は事実上の雇用関係にある原告らに対し使用者としての安全配慮義務を放棄した不法行為に該当するといえるから、このような不法行為によって原告らが著しい精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

したがって、旧三菱は上記のような不法行為による原告らの精神的苦痛に対しこれを賠償する責任がある。

ウ 原告らに関する本件日本判決の既判力の有無

被告が旧三菱の不法行為の責任をそのまま負担するのか否かにつき検討する前に、原告らに関する本件日本判決が既判力を有するか否かを検討する。

法廷地の手続法である我が国民事訴訟法第217条第3号は外国裁判所の確定判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定している。ここで外国判決の効力を認めること、すなわち外国判決の効力を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点において外国判決の承認が我が国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と我が国との関連性の程度に照らして判断すべきで

あり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討すべきである。(大法院 2012 年 5 月 24 日宣告 2009 年 다 22549 判決)。

検討するに、原告らが本件訴訟と同一の請求原因により被告に対する訴訟を日本裁判所に提起して敗訴判決を宣告されてその判決が確定した事実は前記の通りであるが、甲 1、2 号証（枝番号がある場合、各枝番号を含む）の各記載によれば、前記の本件日本判決は原告らが居住していた韓半島を日本領土の構成部分とみなすことにより、上記原告らの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定せず、初めから日本法を適用した事実、「日本国は 1952 年 4 月 8 日に発表した平和条約第 2 条で朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放抛した」と前提した事実、旧三菱が事前説明と異なり原告らを本件工場で自由が制約された状態で違法に強制労働に従事させた点や実質的な雇用主として原告らに賃金を全く支払わず安全配慮義務もともに履行しなかった点など原告らの請求原因に関する一部主張を認めながら、請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で結局上記原告らの被告に対する請求を棄却した事実等を認めることができる。

このように本件日本判決の理由には日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提に日帝の国家総動員法と国民徴用令、女子挺身勤労令を韓半島と原告らに適用することが有効であると評価した部分が含まれている。

しかし、大韓民国制憲憲法はその前文において「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにあたり」と述べ、附則第 100 条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第 101 条は「この憲法を制定した国会は檀紀 4278 年 8 月 15 日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は 3・1 運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した 4・19 民主理念を継承し」「恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することにより」と規定している。このような大韓民国憲法の各規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。そうであれば、本件日本判決の理由は侵略戦争の遂行による日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものである(大法院 2012 年 5 月 24 日宣告 2009 年 다 22549 判決)。しかも当時の日本政府が「国家総動員法」等の非常手段まで動員して遂行した中日戦争と太平洋戦争が国際法的に容認され得ない侵略戦争であったことについては国際社会が認識を共有しており、このような侵略戦争及びこれを遂行する行為の正当性を否認するのは世界文明国家の共通の価値である。このような事情

を総合すれば、世界各国が共通して指向する価値に反する判決理由が込められた本件日本判決をそのまま承認する結果は、上記の民事訴訟法にいう善良な風俗やその他の社会秩序が国際性まで考慮した概念であることを勘案しても、それ自体大韓民国の憲法など国内法秩序が依拠し守ろうとする大韓民国の基本的な道徳的信念と社会秩序に違反するものであることが明らかである。(民事訴訟法の上記の条項のいう「大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序」の意味は外国仲裁判定を承認し又は外国法を準拠法とする場合に考慮する大韓民国の「公序」と同一であるが、上記の各場合に関する既存大法院判例である大法院2009年5月28日宣告2006다20290判決、大法院2006年5月26日宣告2005年므884判決なども「公序」の意味を上記と同一の趣旨と解している)。

したがって我が国において本件日本判決を承認してその効力を認めることはできないので、本件日本判決が大韓民国で承認され得ることを前提として原告らの請求が本件日本判決の既判力に反して認められないという被告の主張は理由がない。

エ 被告が旧三菱の債務を負担するか否か

まず、旧三菱の解散及び分割に伴い法人格が消滅したか否か、第二会社及び被告が旧三菱の債務を継承するか否かを判断する基準になる準拠法は、やはり大韓民国の抵触規範により決定すべきであるが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は前記の「法例」である。上記「法例」は旧三菱と第二会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧三菱と第二会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧三菱の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で、上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序または善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法律を適用しなければならない。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

本件で外国法である日本法をそのまま適用することになれば、原告らは旧三菱に対する債権を被告に対して主張できなくなるが、前記認定事実で見たように旧三菱が被告に変更される過程で被告が旧三菱の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠償債務解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法に過ぎない会社

經理応急措置法と企業再建整備法等の日本の国内法を理由に旧三菱の大韓民国国民に対する債務が免脱される結果となることは、大韓民国の公序良俗に照らして容認することができない（大法院2012年5月24日宣告2009年다22549判決）。

そこで、日本法の適用を排除して当時の大韓民国の法律を適用してみると、旧三菱が上記認定事実カ項でみたように責任財産になる資産と営業、人力を第二会社に移転して同一の事業を継続したのみならず、被告自ら旧三菱を被告の企業史の一部として認めている点等に照らして旧三菱と被告はその実質において同一性をそのまま維持しているものと見るのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり、日本国の法律が定めるところによって旧三菱が解散し第二会社が設立された後、吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続を経たからといってこれと異なる評価をすることはできないので、原告らは旧三菱に対する請求権を被告に対しても行使できるというべきである。

オ 請求権協定により原告らの請求権が消滅したとの主張に関する判断

検討するに、前記認定事実記載の請求権協定の締結経緯とその内容及びその後の状況などについて認められる下記の事情、すなわち①請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、②請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放抛されなかったと解するのが相当である。

仮に原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、①国家が条約を締結して外交的保護権を放抛するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、②国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定には個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、③日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国

民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、原告らの個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放逐されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけであると解するのが相当である。

したがって、原告らの被告に対する不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により消滅しなかったということが出来るから、原告らは請求権協定に関わらず被告に対して上記請求権を行使することができる

被告は上記のように請求権協定を解釈することは大法院2012年5月10日付2012다12863審理不続行判決に反すると主張するが、上記判決の事案は請求権協定締結と関連した大韓民国公務員の行為が不法行為に該当するか否かに関するものであって本件と事案を異にするものであり、審理不続行判決は上告理由の主張が上告審手続に関する特例法第4条第1項が定めた事由を含まない場合や、そのような主張があっても原審判決と関係がなく又は原審判決に影響を及ぼさない場合にすることができるものであり、上記判決が請求権協定について被告の主張と同じ解釈をする判例に該当すると解することもできない。

カ 消滅時効完成の主張に関する判断

1) 準拠法の決定

原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば、不法行為に因る損害賠償請求権の成立と効力は不法行為の発生地の法律によることになるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろう。しかし既に原告らは日本法が適用された日本訴訟で敗訴した点に照らして、自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を持っていると推認されるので、大韓民国の裁判所は大韓民国法を準拠法にして判断すべきである。さらに制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否か、その損害賠償請求権が時効で消滅したか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。したがって、日本法が準拠法であるという前提の下に除斥期間が徒過したとする被告の主張は更に検討するまでもなく理由がない。

2) 消滅時効完成の抗弁の成否

消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行し、その権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合というのは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等

がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知り得ず、知り得なかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない（大法院 2006 年 4 月 27 日宣告、2006 다품 1381 判決等参照）。

一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があつたり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者にそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めることが著しく不当又は不公平となる等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない（大法院 2011 年 6 月 30 日宣告 2009 다품 72599 決定等参照）。

本件について検討するに、先に引用した証拠と弁論の全趣旨を総合すると、①旧三菱の不法行為の後 1965 年 6 月 22 日に韓日間の国交が樹立されるまでは日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった事実、②1965 年韓日間の国交が正常化した後、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第 2 条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓民国内で一般的に受け入れられてきた事実、③日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとり、原告らが提起した日本訴訟で請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する根拠として明示されたという事実、④一方で原告らの個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が、原告らと類似の事情で強制動員された被害者らが日本で訴訟を提起した 1990 年代後半以後に徐々に浮き彫りになり、ついに 2005 年 1 月に韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005 年 8 月 26 日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものと解することはできないという民官共同委員会の公式見解が示された事実、⑤被告は本件日本訴訟が終了した 2008 年以後原告らと約 2 年間 17 回にわたって被害補償などのための協議を継続した事実、⑥大法院は 2012 年 5 月 24 日 2009 다품 2254

9号、2009다6820号判決を通じて原告らと同じ強制労働被害者に対する損害賠償請求を棄却した日本判決は大韓民国の公序に反して承認されないと判示した事実などを認めることができる。

これに前記の通り旧三菱と被告の同一性の有無に関しても疑問を持たざるを得なくする日本での法的措置があった点を加えると、少なくとも原告らが本訴を提起する時点である2012年10月24日までは原告らが大韓民国で客観的に権利を事実上行使することができない障害理由があったと見るのが相当である。

これに加え、旧三菱の本件不法行為は原告ら個人の尊厳を否定し正義・公平に著しく反する行為であって債権者である原告らの保護必要性が大きい点、消滅時効制度は一定期間続いた社会秩序を維持し時間の経過により困難になる証拠保全から救済し、自らの権利を行使せず権利の上に眠る者を法的保護から排除するために認められた制度であるが、原告らは本件日本訴訟を提起して上記の訴訟で敗訴した後に再び本訴を提起するなど、権利の上に眠る者とは認めがたい点などに照らして検討すると、旧三菱と実質的に同一の法的地位にある被告が消滅時効の完成を主張して原告に対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは著しく不当であり信義誠実の原則に反する権利濫用として許されないというべきである。したがって被告の上記主張も理由がない。

キ 損害賠償の範囲に関する判断

1) 慰謝料の金額

下記に説示する原告らの年齢と性別、不法性の程度及びその故意性、被告がかかる不法行為に至った経緯及びその関与の程度、それによる原告らの被害の程度、それにもかかわらず不法行為後50年を越える期間責任を否定した被告の態度など、当審弁論終結当時までに発生した一切の事情に加え、本件不法行為時と当審弁論終結時の間に長期間の歳月が経過したことによる国民所得水準や通貨価値の変更などを考慮し、このように不法行為時と弁論終結時の間の通貨価値変更などを考慮した慰謝料賠償債務の遅延損害金は例外的にその慰謝料算定の基準時である事実審弁論終結当日から発生すると解すべきであることにより不法行為時から弁論終結時まで長期間賠償が遅延したにも関わらずその期間に対する遅延損害金が全く加算されなくなるという事情まで総合的に考慮すれば(大法院2011年1月13日宣告2009年다103950判決、大法院2011年7月21日宣告2011재다199全員合議体判決など参照)、被告が支払うべき慰謝料は本件弁論終結日を基準として原告ら本件勤労挺身隊員1人当たり150,000,000ウォン、勤労挺身隊員の家族である原告X5本人の慰謝料は30,000,000ウォンと定めるのが相当である(本件慰謝料は、被告が同一の釜山高等法院2012나4497号事件原告らが当時満18才から満22才の男性で強制労働期間が11ヶ月程度なのに比べ、本件原告らは当時満13、14才の女性で日本が

1932年頃批准登録した強制労働に関する条約によれば絶対的に強制労働が禁止される年齢であり、強制労働期間が1年5ヶ月程度である点などを参酌して算定した)。

- ア) 被告は韓半島に対する不法な植民支配体制を強固にして日本帝国主義の膨張のために侵略戦争を遂行しようとする日本政府に積極的に協力して綿密な計画の下、十分な判断能力を持ち得なかった満13、14歳の原告らを上級学校への進学、十分な賃金提供などで欺罔し、これに原告らの家族が反対すると家族に危害を加えると原告らを威嚇する方法で強制連行した。
 - イ) 被告は上記のように原告らを強制的に連行して苛酷な行為をして強制労働を強要した。これによって原告らは幼い年齢で家族と離別し、家族から保護を受け、又は家族を扶養する機会を奪われ、教育の機会や職業選択の自由も剥奪されたまま、ひたすら日本国が敗戦する時まで被告が強制する日程と規範により労働に従事しなければならなかった。
 - ウ) 被告は原告らに強制労働を強要し、最小限の保護義務も提供せず賃金も支払わなかった。食事も不十分で外出や家族と往復する手紙も制限・検閲した。
 - エ) 亡Bは本件工場内で東南海地震で死亡し、原告X4は本件工場で強制労働中に左人さし指を切断する負傷をした。
 - オ) さらに慰安婦と挺身隊は、いずれも形式的には勧誘によるものであったがその勧誘が事実上経済的利益を装った欺罔に過ぎず、行政機関が募集に関与するなど慰安婦と挺身隊の間では類似点が多く、当時日本国内でも慰安婦という用語より挺身隊という用語が広く使われ、被告も勤労挺身隊員である原告らが大韓民国において慰安婦と混同されるであろうことを予想したと見られ、原告らは実際に慰安婦と誤解され正常な結婚生活を営むことができず、又は夫に自身の過去をありのまま話すことができないまま60年を生きてこなければならなかった。
 - カ) 第2次世界大戦後、世界各国は戦争による強制労働者などの被害者に戦後賠償するための特別法の制定など賠償のために努力しており、軍需企業も同様に努力しているのに反し、被告と日本国は原告らのような強制徴用被害者に対し如何なる損害賠償もしないまま50年を越える期間責任を否定してきた。
- 2) 原告X5の相続分に関する判断
- 原告X5は自身の妹である亡Bの相続人としてBの慰謝料を請求すると主張するので検討すると、Bが1944年12月7日に死亡した事実は前記の通りであり、当時家族内の女子が死亡した場合父親が相続するのが慣習法であったといえるところ、当裁判所の強制動員犠牲者等支援委員会に対する2013年7月3日付事実照会結果によれば、B死亡当時Bの父親Z8が生存していた事実が認められるので、Bの慰謝料は上記Z8が単独相続したことになり、原告X5のBの相

続人であることを前提とするこの部分の請求は理由ない。

次に原告X5は妻の亡Aの相続人としてAの慰謝料を請求すると主張するので検討するところ、A死亡当時相続人として配偶者である原告X5及び3人の子がいた事実は前記の通りであるから、原告X5はAの慰謝料のうちその相続持分により50,000,000ウォン(150,000,000ウォン×3/9)を相続したことになる。

3) 遅延損害金の起算日

原告らは被告の慰謝料支払債務について、本件訴状副本送達の翌日からの遅延損害金を請求している。

慰謝料を算定するにあたって事実審弁論終結当時までに発生した一切の事情がその参酌対象になるだけでなく、慰謝料算定の基準となる国民所得基準や通貨価値等も弁論終結時のものを反映すべきであるが、不法行為が行われた時期に近接し通貨価値等に特別な変動がない状態で慰謝料金額が決定された場合にはその債務が成立した不法行為時から遅延損害金が発生すると解しても特段の問題はないが、不法行為時と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が発生した場合にも不法行為時から遅延損害金が発生すると解する場合には著しい過剰賠償の問題が起ることになる。したがって、不法行為時と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が生じた場合には、例外的ではあるが、不法行為による慰謝料賠償債務の遅延損害金はその慰謝料算定の基準時である弁論終結当日から発生すると解すべきである(大法院2011.1.13.宣告2009다103950判決参照)。

かかる法理に照らせば、本件の場合、不法行為終了日である1945年頃から本件弁論終結日である2013年10月4日までの間に60年以上の長期間が経過し、通貨価値などに相当な変動が生じ、そのように変動した事情まで参酌して本件弁論終結時を基準として慰謝料の金額を決定したのであるから、本件弁論終結日以後の期間に対してのみ遅延損害金が支払われるべきである。したがって原告らが上記の慰謝料に対し本件訴状副本送達の翌日から本件弁論終結日の前日である2013年10月3日までの遅延損害金の支払を求める部分は理由ない。

ク 小結論

したがって被告は原告X1、X2、X3、X4に各150,000,000ウォン、原告X5に80,000,000ウォン(=亡Aの慰謝料のうち原告X5の相続した50,000,000ウォン+原告X5本人の慰謝料30,000,000ウォン)及び上記の各金員に対する前記説示の通り、本件弁論終結日である2013年10月4日から本件判決宣告日である2013年11月1日までは民法所定の年5%、その翌日か

ら支払日までは訴訟促進などに関する特例法所定の年20%の各割合による遅延損害金を支払う義務がある。

4 結論

小学校を卒業したばかりの少女たちは、学校に通って金も稼げるようにしてやるという嘘に欺かれて故郷を離れ、日本で非人格的な待遇と苛酷な強制労働に苛まれねばならなかった。少女のうち一人は日本で生き残ることができず、生き残った者たちは故郷に帰ってきたが、慰安婦だと非難されることを恐れ、自らの被害について沈黙し、社会から疎外された存在として生きなければならなかった。50年以上が過ぎ、ハルモニになった少女たちは大韓民国政府に無視されながら韓国の市民団体と日本の良心的な知識人、弁護士の援助により10余年にわたり日本を往復し裁判をした。そして、もう80歳を越え、杖と車椅子に頼り再びこの法廷に立った原告らを見て、私たちは皆、同じ人間として原告らのような歴史の被害者に今後も関心を持ち続けねばならないというべきである。最後に、日本政府と被告のような企業が、今からでも原告のような強制徴用被害者の痛みに関心を持ち、積極的に解決に取り組むならば、両国市民と政府間のわだかまりの感情の問題も解決できると考える。

以上のような理由で原告らの本件請求は各上記認定範囲内で理由があるので認容し、その余の各請求は理由がないのでこれを棄却することとして主文の通り判決する。

裁判長判事イ・ジョングァン
判事リュ・ポングン
判事リュ・ジウォン